

大阪府条例第二十六号

大阪府温暖化の防止等に関する条例の一部を改正する条例

(大阪府温暖化の防止等に関する条例の一部改正)

第一条 大阪府温暖化の防止等に関する条例(平成十七年大阪府条例第百号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>大阪府気候変動対策の推進に関する条例</p> <p>目次</p> <p>第二章―第五章 (略)</p> <p>第六章 二酸化炭素の排出の量がより少ない自動車の普及の促進(第三十五条―第三十七条)</p> <p>第七章 気候変動対策に関する啓発等(第三十八条―第四十条)</p> <p>第八章 雑則(第四十一条―第四十五条)</p> <p>附則</p> <p>(目的)</p> <p>第一条 この条例は、<u>地球温暖化その他の気候の変動(以下「気候変動」という。)に起因する影響が、生活、社会、経済及び自然環境において既に生じていること並びにこれが長期にわたり拡大するおそれがあることに鑑み、大阪府環境基本条例(平成六年大阪府条例第五号)の理念を踏まえ、脱炭素社会の実現に向けた気候変動対策の推進に関し、基本理念を定め、並びに府、事業者、建築主等及び府民の責務を明らかにするとともに、気候変動対策の推進に関する施策の基本となる事項を定め、その施策を総合的かつ計画的に推進することにより、良好な都市環境の形成を図り、もって現在及び将来の府民の健康で豊かな生活の確保に資することを目的とする。</u></p> <p>(定義)</p> <p>第二条 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 <u>気候変動対策</u> <u>温室効果ガスの排出の削減並びに吸収作用の保全及び強化による気候変動の緩和を図るための対策並びに気候変動への適応(気候変動の影響に対応して、これによる被害の防止又は軽減その他生活の安定、社会若しくは経済の健全な発展又は自然環境の保全を図ることをいう。以下同じ。)のための対策をいう。</u></p> <p>三・四 (略)</p> <p>五 <u>脱炭素社会</u> <u>地球温暖化対策法第二条の二に規定する脱炭素社会をいう。</u></p> <p>六・七 (略)</p> <p>八 <u>電気の需要の最適化</u> <u>電気の供給量の変</u></p>	<p>大阪府温暖化の防止等に関する条例</p> <p>目次</p> <p>第二章―第五章 (略)</p> <p>第六章 <u>温暖化の防止に関する啓発等(第三十五条―第三十七条)</u></p> <p>第七章 <u>雑則(第三十八条―第四十二条)</u></p> <p>附則</p> <p>(目的)</p> <p>第一条 この条例は、大阪府環境基本条例(平成六年大阪府条例第五号)の理念にのっとり、<u>地球温暖化及びヒートアイランド現象(以下「温暖化」という。)の防止等に関し、府、事業者、建築主等及び府民の責務を明らかにするとともに、温室効果ガスの排出及び人工排熱の抑制並びに電気の需要の平準化、建築物の環境配慮、エネルギーの使用の抑制等に関する情報の交換の促進並びにエネルギーを効率的に利用する発電設備について必要な事項を定めることにより、良好な都市環境の形成を図り、もって現在及び将来の府民の健康で豊かな生活の確保に資することを目的とする。</u></p> <p>(定義)</p> <p>第二条 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 <u>ヒートアイランド現象</u> <u>エネルギーの消費に伴う人工排熱の増加、地表面を被覆するものの変化等により、地域的に地表及び大気の温度が追加的に上昇する現象をいう。</u></p> <p>三・四 (略)</p> <p>五・六 (略)</p>

動に応じて、需要者が電気の需要を調節することをいう。

九十三 (略)

(基本理念)

第二条の二 気候変動の影響は、既に顕在化しており、今後さらに大きくなることが見込まれることから、この状況を気候危機と認識し、長期的かつ世界的な視野をもって、環境の保全と経済及び社会の発展を統合的に推進しつつ、二十五年までの脱炭素社会の実現を旨として、府民及び事業者をはじめとしたあらゆる主体が連携し、地球環境の課題の解決及び包摂的かつ強靱で持続可能な都市の実現を図るため、気候変動の緩和及び気候変動への適応並びに電気の需要の最適化並びに建築物の環境配慮のための対策を推進しなければならない。

(府の責務)

第三条 府は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、脱炭素社会の実現に向けた気候変動対策に関する総合的かつ計画的な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

2 (略)

3 府は、自らの事務及び事業について、気候変動の緩和及び気候変動への適応並びに電気の需要の最適化のために必要な措置を講ずるとともに、府が所有し、管理し、又は占有する建築物について、建築物の環境配慮のために必要な措置を講ずるものとする。

4 府は、事業者による気候変動の緩和及び気候変動への適応並びに電気の需要の最適化に関する取組の促進を図るため、第一項に規定する施策に関する情報を提供するとともに、中小企業者(中小企業基本法(昭和三十八年法律第一百五十四号)第二条第一項各号に掲げるものをいう。)を含むあらゆる事業者がその事業活動において脱炭素社会の実現に貢献するための支援その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

5 府は、府民による気候変動の緩和及び気候変動への適応並びに電気の需要の最適化に関する取組の促進を図るため、第一項に規定する施策に関する情報の提供その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

6 府は、事業者及び府民による建築物の環境配慮に関する取組及び建築主等による建築物の環境配慮に関する取組の促進を図るため、第一項に規定する施策に関する情報の提供その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

7 府は、二酸化炭素の排出の量がより少ない自動車であつて規則で定めるもの(以下「電動車」という。)の利用及び普及が促進されるための環境の整備その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第四条 事業者は、基本理念にのっとり、その事

七十一 (略)

(府の責務)

第三条 府は、温暖化の防止等に関する総合的かつ計画的な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

2 (略)

3 府は、自らの事務及び事業について、温室効果ガスの排出及び人工排熱の抑制並びに電気の需要の平準化並びにエネルギーの使用の抑制のために必要な措置を講ずるとともに、府が所有し、管理し、又は占有する建築物について、建築物の環境配慮のために必要な措置を講ずるものとする。

4 府は、事業者及び府民による温室効果ガスの排出及び人工排熱の抑制並びに電気の需要の平準化並びに建築物の環境配慮に関する取組並びに建築主等による建築物の環境配慮に関する取組の促進を図るため、第一項に規定する施策に関する情報の提供その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第四条 事業者は、その事業活動を行うに際して

業活動を行うに際しては、気候変動の緩和及び気候変動への適応並びに電気の需要の最適化並びに建築物の環境配慮のため、二酸化炭素の排出の量がより少ないエネルギーの供給及び利用並びに環境に配慮した資材、機器等の利用その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 事業者は、府が実施する気候変動の緩和及び気候変動への適応並びに電気の需要の最適化に関する調査に協力する責務を有する。

3 前二項に定めるもののほか、事業者は、府が実施する気候変動の緩和及び気候変動への適応並びに電気の需要の最適化に関する施策に協力する責務を有する。

(建築主等の責務)

第五条 建築主は、基本理念にのっとり、その建築等（新築等、建築物の修繕若しくは模様替又は建築物への空気調和設備等（建築物省エネルギー法第二条第一項第二号に規定する空気調和設備等をいう。以下同じ。）の設置若しくは建築物に設けた空気調和設備等の改修をいう。）をしようとする建築物について、建築物の所有者、管理者又は占有者は、その所有し、管理し、又は占有する建築物について、建築物の環境配慮のために適切な措置を講ずるよう努めなければならない。

2・3 (略)

(府民の責務)

第六条 府民は、基本理念にのっとり、脱炭素社会の実現の重要性に関する理解を深めるとともに、日常生活において、気候変動の緩和及び気候変動への適応並びに電気の需要の最適化並びに建築物の環境配慮のため、二酸化炭素の排出の量がより少ないエネルギーの供給及び利用並びに環境に配慮した機器等の利用その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、府民は、府が行う気候変動の緩和及び気候変動への適応並びに電気の需要の最適化並びに建築物の環境配慮に関する施策に協力する責務を有する。

(建築主の環境配慮義務等)

第十六条 (略)

2 建築士（建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第二条第一項に規定する建築士をいう。）は、建築物の新築等の設計を行う場合には、建築物のエネルギーの使用の抑制に関する建築主の理解の促進を図るため、建築主に対し情報の提供に努めなければならない。

3―8 (略)

(建築物環境計画書の作成等)

第十七条 (略)

一―四 (略)

五 前条第八項の規定による評価の結果

六 (略)

2・3 (略)

は、温室効果ガスの排出及び人工排熱の抑制並びに電気の需要の平準化並びに建築物の環境配慮のため、エネルギーの使用の抑制に資する行動、環境に配慮した資材、機器等の利用その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 事業者は、府が実施する温室効果ガスの排出及び人工排熱の抑制並びに電気の需要の平準化に関する調査に協力する責務を有する。

3 前二項に定めるもののほか、事業者は、府が実施する温室効果ガスの排出及び人工排熱の抑制並びに電気の需要の平準化に関する施策に協力する責務を有する。

(建築主等の責務)

第五条 建築主は、その建築等（新築等、建築物の修繕若しくは模様替又は建築物への空気調和設備等（建築物省エネルギー法第二条第一項第二号に規定する空気調和設備等をいう。以下同じ。）の設置若しくは建築物に設けた空気調和設備等の改修をいう。）をしようとする建築物について、建築物の所有者、管理者又は占有者は、その所有し、管理し、又は占有する建築物について、建築物の環境配慮のために適切な措置を講ずるよう努めなければならない。

2・3 (略)

(府民の責務)

第六条 府民は、日常生活において、温室効果ガスの排出及び人工排熱の抑制並びに電気の需要の平準化並びに建築物の環境配慮のため、エネルギーの使用の抑制に資する行動、環境に配慮した機器等の購入その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、府民は、府が行う温室効果ガスの排出及び人工排熱の抑制並びに電気の需要の平準化並びに建築物の環境配慮に関する施策に協力する責務を有する。

(建築主の環境配慮義務)

第十六条 (略)

2―7 (略)

(建築物環境計画書の作成等)

第十七条 (略)

一―四 (略)

五 前条第七項の規定による評価の結果

六 (略)

2・3 (略)

(市町村の条例との調整)
第二十七条 建築物の環境配慮に関して、この条例と同等以上の効果が得られるものとして知事が認める内容を有する条例を制定している市町村であつて規則で定めるところにより指定するものの区域については、第十六条(第二項を除く。)から第二十一条まで、第二十三条から前条まで及び第四十一条から第四十三条までの規定は、適用しない。

(エネルギーの使用の抑制等に関する情報の提供)

第二十九条 府の区域内にエネルギーを供給する事業者(電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)第二条第一項第三号に規定する小売電気事業者及び同項第九号に規定する一般送配電事業者(以下「小売電気事業者等」という。)並びにガス事業法(昭和二十九年法律第五十一号)第二条第三項に規定するガス小売事業者及び同条第六項に規定する一般ガス導管事業者に限る。以下「エネルギー供給事業者」という。)は、エネルギーの使用の抑制、電気のエネルギー源としての再生可能エネルギー源(再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(平成二十三年法律第八号)第二条第三項に規定する再生可能エネルギー源をいう。)の利用及び電気の需要の最適化に係る情報の提供に努めなければならない。

(電気需給対策計画書の作成等)

第三十条 (略)
一・二 (略)
三 府の区域内に係る電気の需要の最適化及び供給の確保のための対策についての計画
四・五 (略)
2 (略)

(電気需給対策報告書の届出)

第三十一条 小売電気事業者等は、規則で定めるところにより、電気需給対策計画書に基づいて行った電気の需要の最適化及び供給の確保のための対策並びに電気の需給の実績を記載した報告書(以下「電気需給対策報告書」という。)を作成し、規則で定める時期までに、知事に届け出なければならない。ただし、前条第一項ただし書の場合は、この限りでない。
2 (略)

第三十四条 (略)

第六章 二酸化炭素の排出の量がより少ない自動車の普及の促進

(電動車の普及に係る責務)

第三十五条 自動車の販売を業とする者(以下「自動車販売事業者」という。)又は道路運送法(昭和二十六年法律第八十三号)第八十条第一項の許可を受けて業として有償で自家用自動車を貸し渡す者(以下「自動車貸渡事業者」

(市町村の条例との調整)
第二十七条 建築物の環境配慮に関して、この条例と同等以上の効果が得られるものとして知事が認める内容を有する条例を制定している市町村であつて規則で定めるところにより指定するものの区域については、第十六条から第二十一条まで、第二十三条から前条まで及び第三十八条から第四十条までの規定は、適用しない。

(エネルギーの使用の抑制等に関する情報の提供)

第二十九条 府の区域内にエネルギーを供給する事業者(電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)第二条第一項第三号に規定する小売電気事業者及び同項第九号に規定する一般送配電事業者(以下「小売電気事業者等」という。)並びにガス事業法(昭和二十九年法律第五十一号)第二条第三項に規定するガス小売事業者及び同条第六項に規定する一般ガス導管事業者に限る。以下「エネルギー供給事業者」という。)は、エネルギーの使用の抑制、電気のエネルギー源としての再生可能エネルギー源(再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(平成二十三年法律第八号)第二条第四項に規定する再生可能エネルギー源をいう。)の利用及び電気の需要の平準化に係る情報の提供に努めなければならない。

(電気需給対策計画書の作成等)

第三十条 (略)
一・二 (略)
三 府の区域内に係る電気の需要の平準化及び供給の確保のための対策についての計画
四・五 (略)
2 (略)

(電気需給対策報告書の届出)

第三十一条 小売電気事業者等は、規則で定めるところにより、電気需給対策計画書に基づいて行った電気の需要の平準化及び供給の確保のための対策並びに電気の需給の実績を記載した報告書(以下「電気需給対策報告書」という。)を作成し、規則で定める時期までに、知事に届け出なければならない。ただし、前条第一項ただし書の場合は、この限りでない。
2 (略)

第三十四条 (略)

という。)は、電動車を販売し、又は貸し渡すよう努めなければならない。

2 商業施設、宿泊施設等の利用者が使用する駐車場を設置する者は、当該駐車場において電動車のうち規則で定める自動車(以下「電気自動車等」という。)を充電するための設備の整備その他の電気自動車等を利用しやすい環境の整備に努めなければならない。

(電動車普及促進計画書の作成等)

第三十六条 道路運送車両法(昭和二十六年法律第八十五号)第四条の規定による登録を受けていない自動車(以下「新車」という。)の販売の実績が相当程度多い者として規則で定める者(以下「特定販売事業者」という。)は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した電動車普及促進計画書を作成し、知事に届け出なければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 事業所(規則で定めるものに限る。)の名称及び所在地
- 三 電動車の普及の促進のために行う取組
- 四 前三号に掲げるもののほか、規則で定める事項

(電動車普及実績報告書の届出)

第三十七条 前条の規定による届出をした特定販売事業者は、規則で定めるところにより、電動車普及促進計画書に基づいて行つた取組及び新車の販売の実績を記載した電動車普及実績報告書を作成し、規則で定める年度ごとに、知事に届け出なければならない。

2 知事は、前項の規定による電動車普及実績報告書の届出があつたときは、規則で定めるところにより、その概要を公表するものとする。

第七章 気候変動対策に関する啓発等

(教育及び学習の振興等)

第三十八条 府は、市町村と連携して、気候変動対策に関し、事業者、建築主等及び府民の理解を深めるため、教育及び学習の振興並びに啓発活動及び広報活動の充実その他の必要な措置を講ずるものとする。

(調査研究)

第三十九条 府は、温室効果ガスの排出の量の削減に資する技術の評価その他の気候変動対策に関する調査研究を行うものとする。

(顕彰の実施)

第四十条 知事は、気候変動の緩和及び気候変動への適応並びに電気の需要の最適化又は建築物の環境配慮に関し、特に優れた取組をした者に対し、顕彰を行うものとする。

第八章 (略)

(報告の徴収)

第六章 温暖化の防止に関する啓発等

(教育及び学習の振興等)

第三十五条 府は、市町村と連携して、温暖化の防止に関し、事業者、建築主等及び府民の理解を深めるため、教育及び学習の振興並びに啓発活動及び広報活動の充実その他の必要な措置を講ずるものとする。

(調査研究)

第三十六条 府は、温室効果ガスの排出の抑制に資する技術の評価その他の温暖化の防止に関する調査研究を行うものとする。

(顕彰の実施)

第三十七条 知事は、温室効果ガスの排出及び人工排熱の抑制並びに電気の需要の平準化又は建築物の環境配慮に関し、特に優れた取組をした者に対し、顕彰を行うものとする。

第七章 (略)

(報告の徴収)

第四十一条 (略)

一―四 (略)

五 第三十六条の規定による届出をした特定販売事業者 電動車の普及の促進に係る措置

(勸告)

第四十二条 知事は、第九条第一項、第十条第二項若しくは第十一条第一項、第十七条第二項、第十八条第二項若しくは第二項、第十九条第一項、第二十条第二項、第二十三条第一項若しくは第二十四条第一項、第三十条第二項若しくは第三十一条第一項、第三十三条第一項若しくは第三十四条第二項又は第三十六条若しくは第三十七条第一項の規定による届出をすべき者が、正当な理由なく当該届出をせず、若しくは虚偽の届出をしたとき、又は第二十一条第一項若しくは第二項の規定による表示をすべき者が、表示をせず、虚偽の表示をし、若しくは建築物環境性能表示基準に適合しない表示をしたときは、その者に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

第四十三条 (略)

(事務処理の特例)

第四十四条 (略)

一―三 (略)

四 第四十一条の報告及び資料の徴収に関する事務(同条第二号に定める措置に係るものに限る。)

五 第四十二条の規定による勧告に関する事務(第一号に掲げる事務に係るものに限る。)

六 (略)

第四十五条 (略)

第三十八条 (略)

一―四 (略)

(勸告)

第三十九条 知事は、第九条第一項、第十条第二項若しくは第十一条第一項、第十七条第二項、第十八条第二項若しくは第二項、第十九条第一項、第二十条第二項、第二十三条第一項若しくは第二十四条第一項、第三十条第一項若しくは第三十一条第一項若しくは第三十三条第一項若しくは第三十四条第一項の規定による届出をすべき者が、正当な理由なく当該届出をせず、若しくは虚偽の届出をしたとき、又は第二十一条第一項若しくは第二項の規定による表示をすべき者が、表示をせず、虚偽の表示をし、若しくは建築物環境性能表示基準に適合しない表示をしたときは、その者に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

第四十条 (略)

(事務処理の特例)

第四十一条 (略)

一―三 (略)

四 第三十八条の報告及び資料の徴収に関する事務(同条第二号に定める措置に係るものに限る。)

五 第三十九条の規定による勧告に関する事務(第一号に掲げる事務に係るものに限る。)

六 (略)

第四十二条 (略)

(大阪府気候変動対策の推進に関する条例の一部改正)

第二条 大阪府気候変動対策の推進に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第二章 (略)</p> <p>第二章 事業活動における気候変動の緩和及び気候変動への適応並びに電気の需要の最適化(第七条―第十四条)</p> <p>第三章―第五章 (略)</p> <p>第六章 二酸化炭素の排出の量がより少ないエネルギーの供給の拡大(第三十四条の二―第三十四条の七)</p> <p>第七章―第九章 (略)</p> <p>附則</p>	<p>目次</p> <p>第二章 (略)</p> <p>第二章 事業活動における温室効果ガスの排出及び人工排熱の抑制並びに電気の需要の平準化(第七条―第十四条)</p> <p>第三章―第五章 (略)</p> <p>第六章―第八章 (略)</p> <p>附則</p>

(定義)

第二条 (略)

一一五 (略)

六一十一 (略)

十二 小売電気事業者 電気事業法(昭和三十
九年法律第七十号)第二条第一項第三号に
規定する小売電気事業者(電気事業法等の一
部を改正する法律(平成二十六年法律第七十
二号)附則第二条第二項に規定するみなし小
売電気事業者を含む。)をいう。

第二章 事業活動における気候変動の緩和及び気候変動への適応並びに電気の需要の最適化

(気候変動対策指針の策定)

第七条 知事は、事業者がその事業活動における気候変動の緩和及び気候変動への適応並びに電気の需要の最適化に関する取組を行うために必要な事項についての指針(以下「気候変動対策指針」という。)を定めるものとする。

2 気候変動対策指針は、科学的知見、技術水準その他の事情を勘案して定めるものとし、これらの事情の変動に応じて必要な改定をするものとする。

3 知事は、気候変動対策指針を定め、又は改定したときは、これを公表するものとする。

(事業者の気候変動の緩和及び気候変動への適応並びに電気の需要の最適化義務)

第八条 事業者は、気候変動対策指針に基づき、気候変動の緩和及び気候変動への適応並びに電気の需要の最適化のための適切な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 (略)

(対策計画書の作成等)

第九条 エネルギーの使用量が相当程度多い者として規則で定める者(以下「特定事業者」という。)は、規則で定めるところにより、気候変動対策指針に基づき、次に掲げる事項を記載した対策計画書を作成し、知事に届け出なければならない。

一一三 (略)

四 事業活動に係る気候変動の緩和及び気候変動への適応並びに電気の需要の最適化のための対策

五 事業活動に係る温室効果ガスの排出の量の削減に関する目標

六 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

2 特定事業者以外の事業者は、規則で定めるところにより、気候変動対策指針に基づき、単独

(定義)

第二条 (略)

一一五 (略)

六 人工排熱 人の活動に伴って発生する熱を大気中に排出し、放出し、又は漏出させることをいう。

七 電気の需要の平準化 電気の需要が増大する季節又は時間帯における電気の需要を抑制することにより、その変動を縮小させることをいう。

八十三 (略)

第二章 事業活動における温室効果ガスの排出及び人工排熱の抑制並びに電気の需要の平準化

(温暖化対策指針の策定)

第七条 知事は、事業者がその事業活動における温室効果ガスの排出及び人工排熱の抑制並びに電気の需要の平準化を行うために必要な事項についての指針(以下「温暖化対策指針」という。)を定めるものとする。

2 温暖化対策指針は、科学的知見、技術水準その他の事情を勘案して定めるものとし、これらの事情の変動に応じて必要な改定をするものとする。

3 知事は、温暖化対策指針を定め、又は改定したときは、これを公表するものとする。

(事業者の温室効果ガスの排出及び人工排熱の抑制並びに電気の需要の平準化義務)

第八条 事業者は、温暖化対策指針に基づき、温室効果ガスの排出及び人工排熱の抑制並びに電気の需要の平準化のための適切な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 (略)

(対策計画書の作成等)

第九条 エネルギーの使用量が相当程度多い者として規則で定める者(以下「特定事業者」という。)は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した対策計画書を作成し、規則で定める期間ごとに、知事に届け出なければならない。

一一三 (略)

四 事業活動に係る温室効果ガスの排出及び人工排熱の抑制並びに電気の需要の平準化のための対策

五 事業活動に係る温室効果ガスの排出の抑制に関する目標

六 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

で又は共同して前項各号に掲げる事項を記載した対策計画書を作成し、知事に届け出ることができる。

3 特定事業者が第一項の規定による届出をした後に特定事業者でなくなった場合において、当該事業者から、届け出た対策計画書に従い同項第四号の対策を引き続き講ずる旨の申出があつたときは、当該対策計画書は、前項の規定により届け出たものとみなす。

4 知事は、第二項又は第二項の規定による対策計画書の届出があつたときは、特定事業者以外の事業者が希望しない場合を除き、規則で定めるところにより、その概要を公表するものとする。

5 特定事業者又は第二項の規定による届出をした事業者（以下「特定事業者等」という。）は、第二項又は第二項の規定により届け出た対策計画書に従い、気候変動の緩和及び気候変動への適応並びに電気の需要の最適化のための対策を講ずるものとする。

(対策計画書の変更等の届出)

第十条 前条第一項又は第二項の規定による届出をした者は、同条第一項第一号に掲げる事項のうち、氏名若しくは名称若しくは住所に変更があつたとき又は同項第二号に掲げる事項に変更があつたときは、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

2 前条第一項の規定による届出をした者は、同項第三号から第五号までに掲げる事項に変更があつたとき又は当該対策計画書に記載された事業を廃止し、若しくは休止し、若しくは休止した当該事業を再開したときは、規則で定めるところにより、速やかに、その旨を知事に届け出なければならない。ただし、規則で定める軽微な変更その他の規則で定める変更については、この限りでない。

3 前項の規定は、前条第二項の規定による届出をした特定事業者以外の事業者について準用する。この場合において、「前条第一項」とあるのは「前条第二項」と、「同項第三号」とあるのは「同条第一項第三号」と、「変更があつたとき又は当該対策計画書に記載された事業を廃止し、若しくは休止し、若しくは休止した当該事業を再開したとき」とあるのは「変更があつたとき又は当該対策計画書に記載された事業を廃止したとき」と読み替えるものとする。

4 前条第四項及び第五項の規定は、第二項（前項において準用する場合を含む。）の規定による届出（前条第一項第三号から第五号までに掲げる事項の変更又は休止した事業の再開に係るものに限る。）について準用する。

(実績報告書の届出)

第十一条 特定事業者は、規則で定めるところにより、対策計画書（第九条第一項第三号から第五号までに掲げる事項に変更があつた場合にあつては変更後の対策計画書。以下同じ。）に基づいて行った気候変動の緩和及び気候変動

2 知事は、前項の規定による対策計画書の届出があつたときは、規則で定めるところにより、その概要を公表するものとする。

3 特定事業者は、第一項の規定により届け出た対策計画書に従い、温室効果ガスの排出及び人工排熱の抑制並びに電気の需要の平準化のための対策を講ずるものとする。

(対策計画書の変更の届出)

第十条 前条第一項の規定による届出をした者は、同項第一号に掲げる事項のうち、氏名若しくは名称又は住所に変更があつたときは、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

2 前条第一項の規定による届出をした者は、同項第三号に掲げる事項の変更をしようとするときは、規則で定めるところにより、同項各号に掲げる事項を記載した変更対策計画書を作成し、規則で定める時期までに、知事に届け出なければならない。ただし、規則で定める軽微な変更その他の規則で定める変更については、この限りでない。

3 前条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

(実績報告書の届出)

第十一条 特定事業者は、規則で定めるところにより、対策計画書又は変更対策計画書に基づいて行った温室効果ガスの排出及び人工排熱の抑制並びに電気の需要の平準化に係る対策の結果を記載した実績報告書を作成し、規則で定

への適応並びに電気の需要の最適化に係る対策の結果を記載した実績報告書を作成し、規則で定める年度ごとに、知事に届け出なければならない。

2 第九条第二項の規定による届出をした事業者は、規則で定めるところにより、対策計画書に基づいて行った気候変動の緩和及び気候変動への適応並びに電気の需要の最適化に係る対策の結果を記載した実績報告書を作成し、規則で定める年度ごとに、知事に届け出なければならない。

3 知事は、前二項の規定による実績報告書の届出があつたときは、特定事業者以外の事業者が希望しない場合を除き、規則で定めるところにより、その概要を公表するものとする。

(対策計画書等の評価)

第十二条 知事は、規則で定めるところにより、届出のあつた対策計画書又は実績報告書に記載された第九条第一項第四号及び第五号に掲げる事項又は気候変動の緩和及び気候変動への適応並びに電気の需要の最適化に係る対策の結果について、気候変動対策指針に定める基準に基づき、それぞれ評価を行うものとする。

2 知事は、前項の評価を行ったときは、その結果を特定事業者等に通知するとともに、特定事業者以外の事業者が公表を希望しない場合を除き、規則で定めるところにより、当該評価の結果を公表するものとする。

(指導及び助言)

第十三条 知事は、特定事業者等が気候変動の緩和及び気候変動への適応並びに電気の需要の最適化を図るために必要があると認めるときは、当該特定事業者等に対し、対策計画書又は実績報告書の内容について、指導又は助言を行うことができる。

(立入調査等)

第十四条 知事は、特定事業者等が気候変動の緩和及び気候変動への適応並びに電気の需要の最適化を図るために必要があると認めるときは、当該特定事業者等に対し、エネルギーの使用の抑制に資する行動その他必要な措置を講ずるための技術的な助言を行うものとする。

2 知事は、第八条から前条まで及び前項の規定の実施に必要な限度において、その職員に、特定事業者の事業所に立ち入り、気候変動の緩和及び気候変動への適応並びに電気の需要の最適化のための対策の実施状況若しくは施設、書類その他の物件を調査させ、又は関係者に質問させることができる。

3 (略)

(エネルギーの使用の抑制等に関する情報の提供)

める年度ごとに、知事に届け出なければならない。

2 知事は、前項の規定による実績報告書の届出があつたときは、規則で定めるところにより、その概要を公表するものとする。

(対策計画書等の評価)

第十二条 知事は、規則で定めるところにより、第九条第一項の規定による届出のあつた対策計画書若しくは第十条第二項の規定による届出のあつた変更対策計画書又は前条第一項の規定による届出のあつた実績報告書に記載された第九条第一項第四号及び第五号に掲げる事項又は温室効果ガスの排出及び人工排熱の抑制並びに電気の需要の平準化に係る対策の結果について、温暖化対策指針に定める基準に基づき、それぞれ評価を行うものとする。

2 知事は、前項の評価を行ったときは、その結果を特定事業者に通知するとともに、規則で定めるところにより、当該評価の結果が優良な者について公表するものとする。

(指導及び助言)

第十三条 知事は、特定事業者が温室効果ガスの排出及び人工排熱の抑制並びに電気の需要の平準化を図るために必要があると認めるときは、当該特定事業者に対し、対策計画書若しくは変更対策計画書又は実績報告書の内容について、指導又は助言を行うことができる。

(立入調査等)

第十四条 知事は、特定事業者が温室効果ガスの排出及び人工排熱の抑制並びに電気の需要の平準化を図るために必要があると認めるときは、当該特定事業者に対し、エネルギーの使用の抑制に資する行動その他必要な措置を講ずるための技術的な助言その他必要な支援を行うものとする。

2 知事は、第八条から前条まで及び前項の規定の実施に必要な限度において、その職員に、特定事業者の事業所に立ち入り、温室効果ガスの排出及び人工排熱の抑制並びに電気の需要の平準化のための対策の実施状況若しくは施設、書類その他の物件を調査させ、又は関係者に質問させることができる。

3 (略)

(エネルギーの使用の抑制等に関する情報の提供)

第二十九条 府の区域内にエネルギーを供給する事業者（小売電気事業者及び電気事業法第二十九条第一項第九号に規定する一般送配電事業者（以下「小売電気事業者等」という。）並びにガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第二条第三項に規定するガス小売事業者及び同条第六項に規定する一般ガス導管事業者に限る。以下「エネルギー供給事業者」という。）は、エネルギーの使用の抑制、電気のエネルギー源としての再生可能エネルギー源（再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号）第二条第三項に規定する再生可能エネルギー源をいう。）の利用及び電気の需要の最適化に係る情報の提供に努めなければならない。

第三十四条 （略）

第六章 二酸化炭素の排出の量がより少ないエネルギーの供給の拡大

（再生可能エネルギー等供給拡大指針の策定）

第三十四条の二 知事は、府の区域内に電気事業法第二条第一項第一号に規定する小売供給（以下「小売供給」という。）を行う小売電気事業者（知事が定めるものに限る。以下「特定小売電気事業者」という。）がその事業活動における小売供給を行う電気に係る規則で定める単位当たりの温室効果ガスの量の低減及び二酸化炭素の排出の量がより少ないエネルギーであつて規則で定めるエネルギー（以下「再生可能エネルギー」という。）の供給の拡大に関する取組を行うために必要な事項についての指針（以下「再生可能エネルギー等供給拡大指針」という。）を定めるものとする。

2 再生可能エネルギー等供給拡大指針は、科学的知見、技術水準その他の事情を勘案して定めるものとし、これらの事情の変動に応じて必要な改定をするものとする。

3 知事は、再生可能エネルギー等供給拡大指針を定め、又は改定したときは、これを公表するものとする。

（再生可能エネルギー等供給拡大計画書の作成等）

第三十四条の三 特定小売電気事業者は、規則で定めるところにより、再生可能エネルギー等供給拡大指針に基づき、次に掲げる事項を記載した小売供給を行う電気に係る規則で定める単位当たりの温室効果ガスの量の低減及び再生可能エネルギーの供給の拡大に関する対策計画書（以下「再生可能エネルギー等供給拡大計画書」という。）を作成し、知事に届け出なければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 小売供給を行う電気に係る温室効果ガスの排出及び再生可能エネルギーの供給の状況

第二十九条 府の区域内にエネルギーを供給する事業者（電気事業法（昭和二十九年法律第百七十号）第二条第一項第三号に規定する小売電気事業者及び同項第九号に規定する一般送配電事業者（以下「小売電気事業者等」という。）並びにガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第二条第三項に規定するガス小売事業者及び同条第六項に規定する一般ガス導管事業者に限る。以下「エネルギー供給事業者」という。）は、エネルギーの使用の抑制、電気のエネルギー源としての再生可能エネルギー源（再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号）第二条第三項に規定する再生可能エネルギー源をいう。）の利用及び電気の需要の最適化に係る情報の提供に努めなければならない。

第三十四条 （略）

三 小売供給を行う電気に係る規則で定める単位当たりの温室効果ガスの量の低減を図るための対策についての計画及び当該対策により達成すべき目標

四 小売供給を行う電気の供給の量に対する再生可能エネルギーの供給の量の割合の拡大を図るための対策についての計画及び当該対策により達成すべき目標

五 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

2 知事は、前項の規定による届出があつたときは、規則で定めるところにより、その概要を公表するものとする。

3 特定小売電気事業者は、第一項の規定により届け出た再生可能エネルギー等供給拡大計画書に従い、小売供給を行う電気に係る規則で定める単位当たりの温室効果ガスの量の低減及び再生可能エネルギーの供給の拡大を図るための対策を講ずるものとする。

(再生可能エネルギー等供給拡大計画書の変更等の届出)

第三十四条の四 前条第一項の規定による届出をした者は、同項第一号に掲げる事項のうち、氏名若しくは名称又は住所に変更があつたときは、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

2 前条第一項の規定による届出をした者は、同項第三号若しくは第四号に掲げる事項に変更があつたとき、又は小売供給の事業を廃止し、若しくは府の区域内に小売供給を行うことを休止したとき、若しくは休止した当該小売供給を再開したときは、規則で定めるところにより、速やかに、その旨を知事に届け出なければならない。ただし、知事が軽微な変更であると認める場合にあつては、この限りでない。

3 前条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による届出(前条第一項第三号若しくは第四号に掲げる事項の変更又は休止した事業の再開に係るものに限る。)について準用する。

(再生可能エネルギー等供給実績報告書の届出)

第三十四条の五 特定小売電気事業者は、規則で定めるところにより、再生可能エネルギー等供給拡大計画書(第三十四条の三第一項第三号又は第四号に掲げる事項に変更があつた場合にあっては変更後の再生可能エネルギー等供給拡大計画書。以下同じ。)に基づいて行つた小売供給を行う電気に係る規則で定める単位当たりの温室効果ガスの量の低減及び再生可能エネルギーの供給の拡大に係る対策の結果を記載した実績報告書(以下「再生可能エネルギー等供給実績報告書」という。)を作成し、規則で定める年度ごとに、知事に届け出なければならない。

2 知事は、前項の規定による再生可能エネルギー等供給実績報告書の届出があつたときは、規則で定めるところにより、その概要を公表するものとする。

(再生可能エネルギー等供給拡大計画書等の評価)

第三十四条の六 知事は、規則で定めるところにより、第三十四条の三第一項の規定による届出のあつた再生可能エネルギー等供給拡大計画書又は前条第一項の規定による届出のあつた再生可能エネルギー等供給実績報告書に記載された第三十四条の三第一項第三号及び第四号に掲げる事項又は小売供給を行う電気に係る規則で定める単位あたりの温室効果ガスの量の低減及び再生可能エネルギーの供給の拡大に係る対策の結果について、再生可能エネルギー等供給拡大指針に定める基準に基づき、それぞれ評価を行うものとする。

2 知事は、前項の評価を行ったときは、その結果を特定小売電気事業者に通知するとともに、規則で定めるところにより、当該評価の結果が優良な者について公表するものとする。

(指導及び助言)

第三十四条の七 知事は、特定小売電気事業者が二酸化炭素の排出の量がより少ないエネルギーの供給の拡大を図るために必要があると認めるときは、当該特定小売電気事業者に対し、再生可能エネルギー等供給拡大計画書又は再生可能エネルギー等供給実績報告書の内容について、指導又は助言を行うことができる。

第七章 (略)

第三十五条 (略)

(自動車の環境情報の説明等)

第三十五条の二 自動車販売事業者は、道路運送車両法(昭和二十六年法律第百八十五号)第四条の規定による登録を受けていない自動車(以下「新車」という。)を購入しようとする者に対し、販売する新車に係る燃料の種別その他の規則で定める事項(以下「自動車環境情報」という。)について表示し、又は説明しなければならない。

2 自動車貸渡事業者は、自動車を借り受けようとする者に対し、貸し渡す自動車に係る自動車環境情報について表示し、又は説明しなければならない。

(電動車普及促進計画書の作成等)

第三十六条 新車の販売の実績が相当程度多い者として規則で定める者(以下「特定販売事業者」という。)は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した電動車普及促進計画書を作成し、知事に届け出なければならない。

一―四 (略)

第八章・第九章 (略)

(報告の徴収)

第六章 (略)

第三十五条 (略)

(電動車普及促進計画書の作成等)

第三十六条 道路運送車両法(昭和二十六年法律第百八十五号)第四条の規定による登録を受けていない自動車(以下「新車」という。)の販売の実績が相当程度多い者として規則で定める者(以下「特定販売事業者」という。)は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した電動車普及促進計画書を作成し、知事に届け出なければならない。

一―四 (略)

第七章・第八章 (略)

(報告の徴収)

第四十一条 (略)

一 特定事業者等 気候変動の緩和及び気候変動への適応並びに電気の需要の最適化に係る措置

二一四 (略)

五 第三十四条の三第一項の規定による届出をした特定小売電気事業者 小売供給を行う電気に係る規則で定める単位当たりの温室効果ガスの量の低減及び再生可能エネルギーの供給の拡大に関する対策に係る措置

六 (略)

(勧告)

第四十二条 知事は、第九条第一項、第十条第二項若しくは第十一条第一項、第十七条第二項、第十八条第一項若しくは第二項、第十九条第一項、第二十条第二項、第二十三条第一項若しくは第二十四条第一項、第三十条第二項若しくは第三十一条第一項、第三十三条第二項若しくは第三十四条第一項、第三十四条の三第一項、第三十四条の四第二項若しくは第三十四条の五第一項又は第三十六条若しくは第三十七条第一項の規定による届出をすべき者が、正当な理由なく当該届出をせず、若しくは虚偽の届出をしたとき、又は第二十一条第一項若しくは第二項の規定による表示をすべき者が、表示をせず、虚偽の表示をし、若しくは建築物環境性能表示基準に適合しない表示をしたときは、その者に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

第四十一条 (略)

一 第九条第一項の規定による届出をした特定事業者 温室効果ガスの排出及び人工排熱の抑制並びに電気の需要の平準化に係る措置

二一四 (略)

五 (略)

(勧告)

第四十二条 知事は、第九条第一項、第十条第二項若しくは第十一条第一項、第十七条第二項、第十八条第一項若しくは第二項、第十九条第一項、第二十条第二項、第二十三条第一項若しくは第二十四条第一項、第三十条第二項若しくは第三十一条第一項、第三十三条第二項若しくは第三十四条第一項又は第三十六条若しくは第三十七条第一項の規定による届出をすべき者が、正当な理由なく当該届出をせず、若しくは虚偽の届出をしたとき、又は第二十一条第一項若しくは第二項の規定による表示をすべき者が、表示をせず、虚偽の表示をし、若しくは建築物環境性能表示基準に適合しない表示をしたときは、その者に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

附 則

(施行期日)

1 この条例中、第一条の規定は令和四年四月一日から、第二条の規定は令和五年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 第二条の規定による改正後の大阪府気候変動対策の推進に関する条例(以下「新条例」という。)第十一条の規定は、第二条の規定の施行の日以後に届出がされる対策計画書に係る実績報告書の届出がされる場合について適用し、同日前に届出がされた対策計画書又は変更対策計画書に係る実績報告書の届出がされる場合については、なお従前の例による。

3 新条例第十二条から第十四条までの規定は、第二条の規定の施行の日以後に対策計画書又は実績報告書(同日以後に届出がされる対策計画書に係るものに限る。)の届出がされる場合について適用し、同日前に対策計画書若しくは変更対策計画書若しくは実績報告書の届出がされた場合又は同日以後に実績報告書(同日前に届出がされた対策計画書又は変更対策計画書に係るものに限る。)の届出がされる場合については、なお従前の例による。